

広島県選挙管理委員会告示第五十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として指定している別表の施設の指定を取り消した旨、府中市選挙管理委員会等から報告があつた。

平成二十九年十月九日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

施設の名称	所在地	取消年月日
中須保育所	府中市 中須町 957 番地 2	平成 29 年 4 月 1 日
みよしまちづくり センター別館	三次市 三次町 2018 番地 1	平成 29 年 9 月 1 日
庄原市掛田集会所	庄原市 掛田町 77 番地 1	平成 29 年 4 月 1 日
庄原市高駅前集会所	庄原市 高町 909 番地 3	平成 29 年 4 月 1 日
庄原市日向集会所	庄原市 高茂町 526 番地 3	平成 29 年 4 月 1 日
庄原市誠心集会所	庄原市 春田町 217 番地 2	平成 29 年 4 月 1 日
庄原市茶屋集会所	庄原市 川北町 524 番地 1	平成 29 年 4 月 1 日
相生会館	世羅郡 世羅町 大字伊尾 611 番地 3	平成 29 年 9 月 7 日